

法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

1. 平成 22 年度立入認定事務の開始

(1) 新たな指定認定機関の指定（上北山村商工会）

- ・平成 22 年 1 月 6 日付け環境大臣告示により、西大台利用調整地区における新たな指定認定機関として、上北山村商工会を指定。
- ・上北山村商工会による立入認定事務が 1 月 21 日（木）から開始。立入りに係る申請窓口が変更されたことについては、環境省ホームページ等により周知を進めている。

(2) 認定関係事務の改善

指定認定機関の事務実施により、以下の点を改善。

①申請から認定までの期間短縮

- ・申請書郵送による申請の場合、窓口への提出期限を、これまでの「10 日前必着」から「5 日前必着」に短縮。
- ・窓口への直接申請の場合、直前であっても、審査及び認定証の発行・受け渡しが確実に可能である場合は受け付ける（個々の状況に応じて対応）。
- ・インターネットを活用した申請システムについて、来年度からの運用を目処に、構築作業を進めているところ。

②立入認定日の変更

- ・大台ヶ原ドライブウェイの通行止めにより、立入認定日の立入りが著しく困難と認められる場合、同一年度内において一回に限り認定された立入日の変更が可能。

2. 自然公園法の改正（平成 22 年度予定）

(1) 利用調整地区に係る主な改正内容

- 海域公園地区内でも利用調整地区の指定が可能になる。
- 代表者に対する認定*が可能になる。

※現在は個人に対する認定であるが、複数人の団体に立入る場合、代表者が認定を受け、その他の者（同行者）は代表者の監督の下で立ち入るという考え方。

(2) 利用調整地区における立入認定等に係る手数料の上限の変更（案）

- ・平成 21 年 12 月 28 日（月）から平成 22 年 1 月 27 日（水）にかけて、「自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集（パブリックコメント）が行われた。
- ・代表者に対する認定が可能になることに伴い、立入認定等に係る手数料の上限について、以下のとおり変更案が示された。

- 個人に対する認定の場合：一人につき上限1,800円（現行は1,000円）
 - 代表者に対する認定の場合：代表者は上限2,000円、同行者は上限1,000円（新規）
 - 立入認定証の再交付：一枚につき上限1,000円（現行は600円）
- ※西大台利用調整地区においては、代表者に対する認定の場合も含め、現行どおり1人1,000円とすることを想定。

（3）改正法施行までのスケジュール

- おおよその目安として、平成22年3月頃に詳細な規定（政令及び省令）が確定し、国民への周知を経た上で、来年度に改正法が施行される。

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案 について（概要）

1. 改正の趣旨

前通常国会で成立した自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、公園事業の執行に関し所要の規定を整理するとともに、利用調整地区の区域内へ他の利用者を立ち入らせようとする者の認定に係る手数料の額を定めるほか、公園事業の執行に関する規定の整理等を行うものである。

2. 改正の内容

I. 自然公園法施行令の一部改正

（1）公園事業の執行に関する規定の削除（現行自然公園法施行令第3条～第17条関係）

改正法により自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「公園法」という。）に公園事業の執行に関する規定を整備したことに伴い、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「公園法施行令」という。）に規定されている関係規定を削除する。

（2）特別保護地区における許可対象行為を定める規定の削除（現行公園法施行令第18条関係）

特別保護地区における許可を要する行為として、現在、公園法施行令第18条に規定されている「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。」（同条第1号）及び「動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）」（同条第2号）について、改正法による改正後の公園法（以下「新公園法」という。）第21条第3項第4号及び第8号にそれぞれ規定したことに伴い、削除する。

（3）利用調整地区における個人に対する立入認定等に係る手数料の上限の変更等（改正後の公園法施行令第3条関係）

新公園法第24条第1項に規定する利用調整地区への立入りに関する認定に係る手数料の上限を変更するとともに、同条第7項に規定する代表者による監督の下に他の者を利用調整地区の区域内へ立ち入ることに関する認定に係る手数料及び同条第8項において準用する同条第5項に規定する立入認定証の再交付に係る手数料の額の上限を定める。

- ①個人に対する認定の場合：一人につき上限1,800円（現行は1,000円）
- ②代表者に対する認定の場合：代表者は上限2,000円、同行者は上限1,000円（新規）
- ③立入認定証の再交付：一枚につき上限1,000円（現行は600円）

（4）公園法施行令に規定する環境大臣の権限を地方環境事務所長に委任する規定の削除（現行公園法施行令第23条関係）

公園法施行令（本則）において規定する環境大臣の権限がなくなり、地方環境事務所長に委任すべき事項もなくなることから、当該規定を削除することとする。

(5) 国立公園の指定区域における法定受託事務の追加（改正後の公園法施行令附則第3項関係）

新公園法第20条第3項に追加した特別地域における規制行為（木竹の損傷、動植物の放出等）及び同法第22条第3項に追加した海域公園地区における規制行為（動力船の使用）について、都道府県が法定受託事務として処理することとする。

II. 自然環境保全法施行令の一部改正

原生自然環境保全地域における禁止行為を定める規定の削除（現行自然環境保全法施行令第3条関係）

原生自然環境保全地域における禁止行為として、現在、自然環境保全法施行令（昭和48年政令第38号。以下「保全法施行令」という。）第3条に規定されている「廃棄物を捨て、又は放置すること。」（同条第1号）、「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。」（同条第2号）及び「動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）」（同条第3号）について、改正法により自然環境保全法（昭和47年法律第85号。以下「保全法」という。）第17条第1項第9号、第11号及び第13号にそれぞれ規定したことに伴い、削除する。

3. 施行期日

平成22年4月1日（改正法の施行日と同日。なお、改正法の施行期日については別途改正法の施行期日を定める政令において定める。）

平成22年度 利用集中期の設定(案)

4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

 利用集中期

※ 利用調整期間 4/22～11/30(冬季通行止めの期日により変更あり)
 利用集中期 4/24～5/31、8/7～8/15、9/23～11/3